平成３０年（フ）第１９０号
埼玉県川口市芝塚原２丁目10番28号
債務者　株式会社喜宗
代表者代表取締役　小磯　宗久
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚信之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
三重県志摩市磯部町穴川1677番地
債務者　有限会社村田酒店
代表者代表取締役　村田　　勝
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時30分
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
埼玉県所沢市中富728番地６
債務者　株式会社双葉屋
代表者代表取締役　加藤　祐治
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後３時
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４２号
茨城県土浦市北神立町２番地11
債務者　株式会社ティーケーエフ
代表者代表取締役　内藤　　昇
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後１時50分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１５６号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂76番37
債務者　有限会社野草園
代表者代表取締役　黒羽　美子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後１時35分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２９０号
愛知県稲沢市国府宮１丁目３番20―502号
債務者　株式会社いぶき
代表者代表取締役　泥谷みどり
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　良周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１号
兵庫県西脇市高田井町397番地の２
債務者　有限会社山弘
代表者代表取締役　山本　洋三
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　的場　健祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前11時30分
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第１１９号
仙台市太白区郡山字上野17番地の８
債務者　株式会社ハンド・ワークス
代表者代表取締役　山口　正浩
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時40分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５１号
大阪市東成区中道２丁目５番15―511号、前住所大阪市北区梅田１丁目１番３－Ｂ200号
債務者　アイアイディー株式会社
代表者代表取締役　吉田　光孝
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１５６号
北九州市戸畑区沖台２丁目11番12―401号
債務者　高橋　哲平
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田篭　亮博
4　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２９号
兵庫県西宮市山口町上山口2374番地　サンスコーレ弐番館305号、前住所兵庫県西宮市名塩茶園町13番３号
債務者　**翠**　　房子
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３８１号
名古屋市守山区新城11番10号　プレミアムキャッスル守山203号、従前の住所愛知県尾張旭市西大道町下大道4027番地１
債務者　中根　泰孝
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　亮介
4　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７４号
愛知県岡崎市江口１丁目７番地４　パークハウスあまの　305、前住所愛知県岡崎市天白町字川成38番地５
債務者　山本　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香川　広志
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０５号
仙台市青葉区みやぎ台４丁目14番13号、従前の住所仙台市泉区松森字明神39番地の１　ダイアパレスいずみの杜南光台805
債務者　高橋　晴紀
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号
奈良県天理市田町142番地１　グラース101
債務者　居食酒場くるりこと　熊谷　謙二
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上﨑　智代
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
奈良地方裁判所